

一般廃棄物処理手数料（し尿）の適正化について

1 し尿の収集

し尿の収集は、事業者から排出されるものと、一般家庭から排出されるもので、その取扱いが異なる。

対象者	収集方法	手数料
事業者	市の許可業者が排出事業者から直接収集	許可業者は、市が条例で定めた額を上限に料金を徴収
一般家庭	市の委託業者が一般家庭から収集	排出者がし尿処理券を購入 手数料は市の歳入となる

2 手数料改定の経緯

西東京市では平成16年4月の料金改定以降、見直しが行われていなかったが、令和5年1月に事業者向け手数料（1ℓにつき43円）について、条例で定める料金と原価計算結果に乖離が大きく生じていたことから、激変緩和措置の上限である1.5倍（1ℓにつき64円）へ改定を行った。一方、一般家庭向け手数料については、改定を行っていない。

改定及び見直しの時期	改正内容		
	事業者	一般家庭	
合併時	36ℓにつき580円 (常時居住する者がある場合は、1人につき、1カ月420を控除する)		
H16. 4. 1	使用料等審議会にて審議の上、料金改定	1ℓにつき43円	1便槽1回当たり2,000円
R5. 1. 1 (現行料金)	使用料等審議会にて審議の上、事業者分のみ料金改定	1ℓにつき64円	1便槽1回当たり2,000円

3 原価計算結果及び近隣自治体との比較

(1) 原価計算結果

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改訂版）」に基づき、原価計算を行ったところ、以下の結果となった【資料2-2、2-3参照】。

年間ごみ処理経費 ÷ 年間処理量 × 受益者負担割合（100%）

$$\begin{aligned}
 &= \text{事業者} & 69\text{円} / \ell \\
 &= \text{一般家庭} & 216\text{円} / \ell
 \end{aligned}$$

(2) 近隣自治体との比較

処理手数料について近隣自治体と料金を比較した結果、近隣自治体と比べてやや高額な料金設定となっている【資料2-4参照】。

4 前回審議会を踏まえた検討等

(1) 受益者負担割合の設定

し尿処理は、可燃ごみ同様、該当の世帯にとっては、日常生活を営む上で不可避的に発生するものであるが、可燃ごみとは異なり、特定の利用者に直接利益をもたらす個別的なサービスであり、その処理に要する経費を税金で負担することは、非利用者との公平性を欠くこととなる。

そのため、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改訂版）」で定める受益者負担割合の考え方の上では、受益者負担割合を100%とすることが適切であると考える。

(2) し尿処理実施世帯の状況

日常的なし尿処理を必要としている一般家庭は20世帯ほどであり、年間収集回数は1世帯平均4回となっている。

公共下水道に接続していない家屋は昭和の時代から建築されたものであり、そこに継続して居住していることを踏まえると、世帯員は高齢化が進んでいると推測される。

また、し尿処理実施世帯の中には、生活困窮世帯も含まれることから、経済的に余裕がある世帯が多いとは言えない。

(3) 公共下水道への切替え

市としては、浄化槽やくみ取便所は、維持管理の状況によっては悪臭の元となり、近隣への影響が生じる恐れがあることから、公共下水道への切替えの協力を促している。

し尿処理実施世帯は（2）に記載のとおり必ずしも経済的に余裕がある世帯が多いわけではなく、公共下水道への切替工事に踏み切れない世帯もあるのではないかと推測される。

(4) 下水道使用料との比較

し尿処理手数料と下水道使用料の比較では、下水道使用料が約435円となり、し尿処理手数料の1回2,000円よりも安価となっている。

【比較条件】

し尿処理を3か月に1度、年4回実施するとして、同期間（3か月分）の平均的な水洗トイレ使用に伴う下水道使用料と比較。

※令和2年度生活用水実態調査及び令和3年度一般家庭水使用目的別実態調査（いずれも東京都水道局）より算出

5 検証の結果

「3 原価計算結果及び近隣自治体との比較」のとおり、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改訂版）」に基づき、収集運搬に係る経費の原価計算を行い、近隣自治体との比較を行った上で、し尿処理実施世帯の状況等を分析した結果、以下のとおりとしたい。

- ・事業者

現行手数料は、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に定める適正範囲内に収まっている。近隣自治体との比較では、他自治体に比べ高額な料金設定であるものの、近年の燃料費や人件費の高騰を鑑み、回収事業者の負担を考慮する必要がある。

これらのことから、料金は据え置きとしたい。

- ・一般家庭

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に定める適正範囲内から大きく外れているが、し尿処理量の減少により今後は原価計算の結果が更に高額となると推測される。

日常的なし尿処理を必要としている世帯の中には、経済的理由で公共下水道への切替えができない世帯もあると推測される中で、下水道使用料との乖離をさらに広げることとなる値上げは、過度な負担となることから、料金は据え置きとしたい。